

番号：150857

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメ振興支援計画プロジェクト（ジェンダー）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ジェンダー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2015年11月下旬から2016年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.77M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	23日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：10月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>様式 業務実施契約(単独型) 2014年4月以降契約>「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

1)業務方針の基本方針	16点
2)業務実施上のバックアップ体制	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

1)類似業務の経験	40点
2)対象国又は同類似地域での業務経験	8点
3)語学力	16点
4)その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	ジェンダーに係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカード提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励する。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、GDPの約4分の1及び輸出額の約2割程度を占め、かつ人口の4分の3の生計を支えており、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。そのため2010/11年度から5年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズII(MKUKUTA-II)」では、農業の成長率を2015年までに6.0%に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年4~5%/年で推移している。その中でメイズに次ぐ穀物生産量(132万トン、2012年)であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物であることから、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、消費の増大に国内生産が追い付かず、消費量7~8%を占め10万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を2009年に策定し、2008年のコメ生産量899,000トンを2018年には1,963,000トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970年代からキリマンジェロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジェロ農業技術者訓練センター(KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。引き続いて2007年~2012年は、この研修方法を活用してコメ生産技術を全国に普及することを目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス-1)」が実施された。同プロジェクトでは、コメ生産性の向上を目標として約40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、マーケティングや灌漑組合組織強化などの分野で「課題別研修」を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省(MAFC)研修局とザンジバル農業・天然資源省(MANR)をカウンターパート機関、同研修局の6研修所及びMANRのキジンバニ農業研修所(KATI)の計7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けてJICAは、2012年11月から6年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2)を実施している。

タンライス-2は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計5名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて6分野(普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング・バリューチェーン)を支援している。実施機関である7研修所から各分野に計14名~16名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野のC/P群は「タスクグループ」(TG)と称される。

ジェンダー分野に関しては、これまで2013年3月、9月、2014年11月に運営指導及び短期専門家派遣が実施され、1)TGによる5カ年ジェンダー行動計画及び年次毎のジェンダー行動計画作成に対する指導、2)ジェンダーTG年次会合開催への支援、3)TGに対するジェンダー視点に立ったバリュー・チェーンに関する研修の実施、4)ジェンダー研修教材(含む視聴覚教材)開発への指導、5)ジェンダー課題別研修に関するOJTの実施、6)灌漑稲作生産に関する研修のジェンダー主流化の徹底、7)研修ガイドラインの改定支援等々が行われた。その結果、プロジェクト関係者のジェンダーについての認識の促進、ジェンダー分野の活動に関する人材の育成(C/Pの育成、ジェンダーTGの制度化及び活動強化)といった実績が蓄積されてきた。

また、タンライス2のジェンダー分野において今後取り組んでいく必要があるのは以下の項目である。①ジェンダー視点に立ったプロジェクト形成・モニタリング・評価手法に関する能力強化(成果3に繋がる)、②天水・低湿地稲作におけるジェンダー課題及び、技術を普及させるための研修手法において必要なジェンダー視点の整理(成果2)、③他の課題分野(灌漑地区組織運営改善、マーケティング、収穫後処理など)におけるジェンダー課題及び、それらの研修において必要なジェンダー視点の整理(成果3)、④ジェンダー課題別研修への、バリュー・チェーンの内容の取り込みの可能性の検討(成果3)。

今回派遣される短期専門家の業務は、1)他の課題分野(今年度は、天水・低湿地稲作と灌漑地区組織運営改善を選定)の活動についての情報収集および研修への取り込みの可能性を検討

すること（MATI 教官と専門家などからのヒアリング、および現地調査を実施）、2) Gender Tsk Group (GTG) の能力強化、TOT (Training of Trainers) の実施（KATC において 4 日間のワークショップを開催）の 2 点が主な目的である。

7. 業務の内容

本コンサルタントは技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、他の専門家および同時期に派遣される運営指導調査団（ジェンダー）と協力し、円滑な協力の実施を行う。

具体的担当事項は次の通りとする。

[ジェンダー主流化]

(1) 国内準備期間（2015 年 11 月下旬）

- ① タンライス 2 の全体的な状況及びジェンダー主流化アプローチに関わる関連資料の収集・整理・分析を行い、当該案件に必要な情報を取得する。
- ② 上記 1) の分析結果をもとに、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間（2015 年 11 月下旬～12 月下旬）

- ① C/P 機関及び JICA タンザニア事務所にワークプランを提出し、業務内容の確認を行う。
- ② 他の課題分野（天水・低湿地稲作と灌漑地区組織運営改善）の活動についての情報収集および研修への取り込みの可能性を検討する。
- ③ インタビュー等により、天水・低湿地稲作と灌漑組織運営の専門家及び TG の活動内容を把握する。
- ④ ④ 天水・低湿地稲作及び灌漑地区組織運営改善の研修内容を確認する。
- ⑤ 各分野で、ジェンダー視点からの取り組みが進んでいる、あるいは効果的に行われている農民グループ、もしくは地域を選定し、現地調査を通じて、農民男女、MAFC 関係者、地方行政の関係者などに面談調査を行う。（今回は、天水・低湿地稲作に関しては Kyela 灌漑地区、灌漑地区組織運営改善に関しては Igomero と Lekitatsu 灌漑地区において現地調査を行う）
- ⑥ ⑤ 簡単なジェンダー分析手法の開発と、今後の関わり方の検討を（今後 3 年間の計画案の作成等）行う。
- ⑦ ジェンダー TG メンバーの能力強化、TOT を実施する（KATC : 4 日間）。
 - ア) ジェンダー視点に立ったプロジェクト形成・モニタリング・評価手法に関する能力強化研修を実施する（Gender-responsive PCM の研修）。
 - イ) 既存のジェンダー研修教材・マテリアルを完成させる（一般研修＋ジェンダー課題別研修ガイドラインの完成と製本、DVD 教材の開発のフォロー等）。
 - ウ) 簡易研修の概要やマテリアルを確認し、ジェンダー研修がどのように含まれているか、内容に齟齬がないか等を確認する。
 - エ) インパクト調査の方向性の検討を行う（タンライス 1 で実施されたインパクト調査の内容の確認、作成されたジェンダー質問票を用いたインパクト調査の必要性、有効性、実施可能性についての再検討）。
- ⑧ 上記 2) と 3) の結果を踏まえて、現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者及び機構タンザニア事務所に提出・報告を行う。

(3) 帰国後整理期間（2015 年 12 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文 4 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 2 機関)

(2) 現地業務結果報告書

和文要約 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

英文 4 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 2 機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年11月30日～12月22日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー(長期派遣専門家)
- ・ 稲栽培技術(長期派遣専門家)
- ・ 水管理/農民組織(長期派遣専門家)
- ・ 稲作普及/モニタリング(長期派遣専門家)
- ・ 業務調整(長期派遣専門家)
- ・ 灌漑地区組織運営改善(短期専門家)

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境あり、後半KATCで業務の際)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第2グループ第5チーム(TEL:03-5226-8407)にて配布します。

- ・ 本プロジェクトに関する既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。

- ・ タンザニア国 コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書(Exemption Certificate: EC)または就労許可証(Work Permit: WP)を入国前に取得する必要があります。本業務実施契約(単独型)締結後、英文履歴書、パスポートコピー等必要書類を提出して頂きます。(JICA農村開発部よりWP取得にかかる手続きの流れについてお知らせします。)
- ③タンザニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることといたします。
- ④不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする

以上